

○みよし市商工業活性化補助金交付要綱

平成25年4月1日
改正 平成27年1月30日
平成28年3月18日
平成29年3月1日
平成30年2月26日
平成31年3月29日
令和2年3月19日
令和2年9月30日
令和2年12月1日
令和3年3月22日
令和4年3月25日
令和5年3月22日
令和6年3月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内の商工業者（中小企業者に限る。以下同じ。）が商工業の活性化を目的として行う事業（以下「商工業活性化事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、市内の商工業者が行う商工業活性化事業に要する経費の一部を助成することにより、本市の経済の振興と市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商業者であつて、毎月15日以上継続的に営業している者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) BCP 企業が自然災害、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、

平時に行うべき活動、緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画をいう。

- (4) 事業継続力強化計画 中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものをいう。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者で、みよし商工会加入者若しくはみよし商工会加入予定者又はみよし市工業経済会加入者若しくは加入予定者で別表に掲げるものとする。ただし、次に該当するものを除く。

- (1) 交付申請時において、本市内で事業を開始してから1年に満たないもの
- (2) 市税等の未納があるもの
- (3) 営業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業であるもの
- (4) 国、他の地方公共団体その他の機関が実施する同様の趣旨の補助金、助成金等の交付を受けているもの

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 飲食に要する経費
- (2) 記念品及び景品に要する経費
- (3) 消費税

2 補助対象経費のうち、市内に事業所を有する事業者又は住所を有する個人事業者に支出した経費（需用費、委託料、工事費及び備品購入費に限る。）の20分の1に相当する金額を補助限度額に加算して補助金を交付するものとする。ただし、当該加算する金額が補助限度額の10分の1を超える場合は、補助限度額の10分の1に相当する金額を補助限度額に加算して補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(事前審査等)

第7条 別表に掲げる補助事業のうち創業支援事業、空き店舗・工場活用事業及び事業完了が次年度以降となる事業（以下「創業支援事業等」という。）に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を開始しようとする日の14日前までにみよし市商工業活性化補助金事業概要書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添付して市長に提出し、審査を受けなければならない。

2 前項の規定による審査を受けた者は、審査を受けた補助事業の計画に変更（廃止及び中止を含む。）が生じた場合は、補助事業事前審査の計画変更承認申請書（様式第4号）に、事業計画書及び変更収支予算書（様式第5号）を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請等)

第8条 補助金（創業支援事業等に係る補助金を除く。）の交付を受けようとする者は、みよし市商工業活性化補助金交付申請書（様式第6号）に、事業計画書及び収支予算書を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期日は、補助事業を開始する日から起算して7日前とする。

(計画変更)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定通知を受けた後において補助事業等の計画に変更（廃止及び中止を含む。）が生じた場合は、みよし市商工業活性化補助金事業計画変更承認申請書（様式第7号）に、事業計画書及び変更収支予算書を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）したときは、みよし市商工業活性化補助金実績報告書（様式第8号）に、事業実績書（様式第9号）及び収支決算書（様式第10号）を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期日は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

(交付申請兼実績報告)

第11条 第7条第1項の審査を受けた者又は同条第2項の承認を受けた者は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める期日までにみよし市商工業活性化補助金交

付申請書兼実績報告書（様式第11号）に、事業実績書及び収支決算書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 創業支援事業及び空き店舗・工場活用事業 補助事業を開始した日から1年を経過した日若しくは補助事業を廃止若しくは中止した日（以下「1年経過日等」という。）から起算して30日を経過した日又は1年経過日等の属する年度の末日のいずれか早い日

(2) 前号に掲げる補助事業を除く 補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）した日から起算して30日を経過した日又は事業完了年度の末日のいずれか早い日
（補助金の返還）

第12条 次に掲げる事業のうち、補助金の交付を受けた者が、別表に掲げる期間内に中止、廃止又は転売したときは、市長が定める補助金の額を返還しなければならない。

- (1) 創業支援事業
- (2) 空き店舗・工場活用事業
- (3) 事業合理化・拡充支援事業

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、なおその効力を有する。

附 則（平成27年1月30日）

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月26日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成30年2月26日から施行する。
- 2 同日以前にこの要綱の規定に基づき、既にみよし市商工業活性化補助金事業計画概要書

を市長に提出し、承認された場合は、なおその効力を有する。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項本文の改正規定は、平成31年3月29日から施行する。

附 則（令和2年3月19日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市商工業活性化補助金交付要綱の規定に基づき事前審査を受けた事業（創業支援事業、空き店舗・工場活用事業及び知的財産取得支援事業に限る。）に対する補助率及び補助限度については、改正後のみよし市商工業活性化補助金交付要綱の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月30日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和2年10月31日までの間に改正後のみよし市商工業活性化補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）に規定する感染症対策環境整備事業を実施しようとする者については、新要綱第8条第2項中「する日から起算して30日前」とあるのは、「しようとする日の前日」と読み替えるものとする。

（補助対象者の特例）

- 3 この要綱の施行の際現に新要綱に規定する感染症対策環境整備事業を実施した者（令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に当該事業を開始し、完了した者に限る。）についても補助金の交付対象者とみなして新要綱の規定を適用する。この場合において、第11条中「及び知的財産取得支援事業」とあるのは、「、知的財産取得支援事業及び感染症対策環境整備事業」と、「同条第2項に規定する期日」とあるのは「令和2年10月30日」と読み替えるものとする。
- 4 この要綱の施行の際現に新要綱に規定する感染症対策環境整備事業を実施した者（令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に当該事業を開始し、施行日において完了していない者に限る。）についても補助金の交付対象者とみなして新要綱の規定を適用する。この場合において、第11条中「及び知的財産取得支援事業」とあるのは、「、知的財産取得支援事業及び感染症対策環境整備事業」と読み替えるものとする。

附 則（令和2年12月1日）

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月 日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条、第7条、第12条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
人材確保事業	人材確保を図るため、次の事業を実施する市内の商工業者 ア 市内外で行われる合同企業説明会への出展 イ 大手就職情報サイトへの掲載	ア 出展料（小間料） イ 掲載料	1 補助率2分の1以内 2 限度額 ア 出展料20万円 イ 掲載料20万円（3年に1回限り）
人材育成・研修受講事業	人材育成を図るため、次の事業を実施する市内の商工業者 ア 社員教育（外国人従業員（外国人研修生及び技能実習生を除く。）への日本語教育を含む。）又は資格取得等のために専門の講師等を招へいし、講習会、研修会等の開催 イ 社員に業務のために国家資格（普通自動車運転免許、準中型運転免許	報償費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び負担金（研修受講料）	1 補助率2分の1以内 2 限度額 ア 講習会研修会20万円（同一年度1回限り） イ 資格取得合格者1名につき10万円（1社同一年度2名まで） ウ 研修受講20万円（1事業所につき同一年度合計20万円の上限）

	及び中型運転免許を除く。)を取得させること ウ 市内事業所に所属する経営者及び従業員に 国または地方公共団体等の公的団体が実施する研修を受講させること		
特産品等開発事業	地元産品等を利用した加工品等を研究開発し、完成させた市内の商工業者	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費及び広告宣伝費（直接事業に必要な備品に限る。）	1 補助率2分の1以内 2 限度額50万円（ただし、2箇年にわたる場合は2年間で50万円）
販路拡大支援事業	販路拡大を図るため、次の事業を実施する市内の商工業者 ア 商品見本市又は展示会等への出展及び販売 イ 新規にインターネットのホームページを作成 ウ 既存のホームページを改修（1回限り） エ 看板を作成	ア 出展料（小間料）、賃借料 イ・ウ 委託料、ソフトウェア購入費及び手数料（初期費用のみ） エ 看板作成費及び設置工事費	1 補助率2分の1 2 限度額 ア 出展料・賃借料20万円 イ ホームページ作成20万円 ウ ホームページ改修20万円（1回限り） エ 看板作成20万円
創業支援事業	市内で新たな事業を開始す	賃借料、役務	1 補助率2分の1以内

業	る個人又は法人（当該事業開始後、5年以上事業を継続すること。）	費、改修費、工事費、備品購入費、ソフトウェア購入費、手数料（初期費用のみ）、看板作成費及び設置工事費（直接事業に必要な備品に限る。）	<p>2 空き店舗等を賃借又は改修し、店舗とする場合の限度額</p> <p>ア 賃料60万円（賃料月5万円を限度とし、12月分を限度とする。）</p> <p>イ 改修費50万円</p> <p>3 新築又は自己用住宅を改築し、店舗とする場合の限度額</p> <p>ア 新築費100万円</p> <p>イ 改築費50万円</p> <p>4 機器購入費の限度額80万円</p> <p>5 ホームページ作成費の限度額20万円</p> <p>6 看板設置費の限度額20万円</p>
専門家派遣事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は、公益財団法人あいち産業振興機構が行う技術改善・販路拡大等（人材育成を除く。）の専門家派遣事業を利用する市内の商工業者	専門家派遣事業における派遣費用	<p>1 専門家派遣事業における負担額の2分の1以内</p> <p>2 限度額30万円</p>
空き店舗・工場活用事業	市内の空き店舗等を借り上げ、事業を始める個人又は法人（当該事業開始後、5年以上事業を継続すること。）	賃借料、役務費、改修費及び備品購入費	<p>1 補助率2分の1以内</p> <p>2 空き店舗等を賃借又は改修し、店舗とする場合の限度額</p> <p>ア 賃料60万円（賃料月</p>

			5万円を限度とし、12月分を限度とする。) イ 改修費50万円 3 機器購入費の限度額80万円
事業合理化・拡充支援事業	市内の商工業者で、事業経営の合理化、拡充のため、事業所等の新築、改修又は機械等の新規購入等を行う者で、愛知県の定める中小企業経営革新計画の認定を受けた者（当該事業開始後、5年以上事業を継続すること。）	改修費、工事費及び備品購入費	1 補助率2分の1以内 2 事業所等を新築又は改修した場合の限度額 ア 新築費100万円 イ 改修費50万円 3 機器購入費の限度額80万円
知的財産取得支援事業	市内の商工業者で、特許申請、実用新案、意匠登録等を行う者	出願費用（税を除く。）	1 補助率2分の1以内 2 限度額20万円（各申請同一年度1回限り）
BCP（事業継続計画）・事業継続力強化計画策定事業	BCPまたは事業継続力強化計画を策定しようとする事業所 法人の場合は本社、個人の場合は住所地又は主たる事業所を市内に有する事業者	BCPまたは事業継続力強化計画策定に要するコンサルティング費	1 補助率2分の1以内 2 限度額20万円（ただし、2箇年にわたる場合は2年間で20万円）
事業形態転換・新形態対応支援事業	社会情勢の変化にあわせ、事業形態を転換し、新形態に対応するための設備整備等の事業を実施しようとする個人又は法人	改修費、工事費、備品購入費及びコンサルティング費	1 補助率2分の1以内 2 限度額20万円
事業承継等支援事業	事業承継等の計画を作成しようとする事業所 法人の場合は本社、個人の場合は住所地又は主たる事業	事業承継等の計画作成に要するコンサルティング費、	1 補助率2分の1以内 2 限度額20万円（1回限り）

	所を市内に有する事業者	マッチング登録料及び委託料	
--	-------------	---------------	--